

改正

平成19年3月19日条例第9号

平成25年3月26日条例第15号

上富良野町障がい者自立支援事業条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、地域生活支援事業として障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、法第77条の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) 市町村相談支援機能強化事業
- (3) 居住サポート事業
- (4) コミュニケーション支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
- (7) 移動支援事業
- (8) 訪問入浴サービス事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) その他町長が必要と認める事業

2 前項各号に定める事業の内容等は別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 地域生活支援事業を利用できる者は、その者又はその者の保護者が町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは北海道から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であって、早期の療育が必要と町長が判断した者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるもので、前項各号のいずれかに該当するものは、地域生活支援事業を利用できる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業を利用できない。

(利用の申請及び承認)

第4条 第2条に規定する事業を利用しようとする者又はその保護者は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業の利用を承認する場合において、必要な条件を付することができる。  
(事業の委託)

第5条 町長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる者(以下「受託者」という。)に委託することができるものとする。

(利用料)

第6条 第2条に規定する事業を利用する者は、事業に要する経費の一部(以下「利用料」という。)として、他に定めのあるもののほか別表に掲げる利用料を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第7条 町長は、次の各号に掲げる者の利用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 生活保護世帯の者

(2) 町長が特に認めた者

(検査等)

第8条 町長は、第5条の規定に基づき事業の委託を行う場合は、当該委託事業の適正を期するため、受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部改正)

2 上富良野町在宅福祉事業に関する条例(平成12年上富良野町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 訪問介護員派遣サービス事業

別表1訪問入浴サービスの項を次のように改める。

訪問介護員派遣サービス	身体の介護、家事、相談助言に関するサービスを提供する。	北海道が実施する特定疾患治療研究実施要綱(昭和51年保健第1607号北海道衛生部長通知)に定める治療研究対象疾患の者	1時間	950円
-------------	-----------------------------	--	-----	------

(上富良野町訪問介護員派遣条例の廃止)

3 上富良野町訪問介護員派遣条例(平成12年上富良野町条例第15号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月19日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

事業名	事業内容	対象者	利用料
相談支援事業	障害者等の福祉に関する諸般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び	障害者等及び障害児の保護者並びに障害者等の介護を行う者等	無料

	その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。		
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図る。		無料
居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅への入居希望があるが保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者への調整等支援、家主との入居手続き支援等を行う。	知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者（グループホーム等入居者を除く）	無料
コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業等を行う。	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等	無料
地域活動支援センター事業	利用者に対して創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。	障害者、障害児であって、センターに通うことが必要と町長が認めた者	無料
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため重度障害者への6種の用具を給付又は貸与を行う。	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とする者	上富良野町重度障害者及び障害児日常生活用具給付事業要綱に定める基準額の1割の額
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動支援を行う。	障害者等であって、町長が外出時に移動の支援が必要と認めた者	移動介護（身体介護有）法の居宅介護の身体介護の1割の額 （身体介護無）法の居宅介護の家事援助の1割の額 重度心身障害児（者）の通園デイ移送実費経費（1回当り）の1割の額
訪問入浴サービス事業	訪問による居宅入浴サービスの提供を行う。	本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者	介護保険法に定める訪問入浴に係る居宅介護サービス費（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）の1割の額

日中一時支援事業	家族の就労支援及び家族の一時的休息を目的に障害者等の日中における活動の場の確保を行う。	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた障害者等	法に定める短期入所に係る介護給付費（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）の1割の額 ただし、所要時間により次のとおりとする。 4時間未満 25/100 4時間以上8時間未満 50/100 8時間以上 75/100
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者についての日常生活に関する支援・家事支援を行う。	介護給付支給決定者以外の者	法に定める居宅介護等の家事援助に係る介護給付費（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）の2割の額
その他町長が必要と認める事業	町長が別に定める	町長が別に定める	町長が別に定める額

# 上富良野町地域生活支援事業実施要綱

(平成 22 年 6 月 30 日決定)

(平成 24 年 11 月 12 日改正)

(平成 25 年 3 月 15 日改正)

(平成 26 年 3 月 24 日改正)

(平成 28 年 3 月 25 日改正)

## 目次

第 1 章 総則 (第 1 条ー第 2 条)

第 2 章 相談支援事業 (第 3 条)

第 3 章 コミュニケーション支援事業 (第 4 条ー第 5 条)

第 4 章 地域活動支援センター事業 (第 6 条ー第 7 条)

第 5 章 日常生活用具給付等事業 (第 8 条)

第 6 章 移動支援事業 (第 9 条ー第 15 条)

第 7 章 訪問入浴サービス事業 (第 16 条ー第 17 条)

第 8 章 日中一時支援事業 (第 18 条ー第 20 条)

第 9 章 生活サポート事業 (第 21 条)

第 10 章 その他の事業

第 1 節 奉仕員養成研修事業 (第 22 条)

第 2 節 重度身体障害者自動車運転免許取得費補助事業 (第 23 条ー第 27 条)

第 3 節 身体障害者用自動車改造費補助事業 (第 28 条ー第 33 条)

第 4 節 障害者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (第 34 条ー第 35 条)

第 11 章 減免 (第 36 条)

第 12 章 雑則 (第 37 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上富良野町障がい者自立支援事業条例 (平成 18 年上富良野町条例第 24 号。以下「条例」という。) 及び上富良野町障がい者自立支援事業条例施行規則 (平成 18 年上富良野町規則第 34 号) に定める地域生活支援事業 (以下この章において「事業」という。) の実施に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、上富良野町とする。

2 町長は、事業の全部又は一部を適切に実施できると認める法人格を有する団体等 (以下「事業者」という。) に委託して行うことができる。

第 2 章 相談支援事業

(事業の実施)

第 3 条 町が相談支援事業を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

第 3 章 コミュニケーション支援事業

(事業の実施)

第4条 町がコミュニケーション支援事業（以下この章において「事業」という。）を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

（実費負担）

第5条 事業のうち手話通訳者等の派遣事業を利用する者は、手話通訳者等が公共交通機関、有料道路若しくは有料駐車場等を利用した場合又は宿泊した場合等、派遣期間内に発生する実費を負担しなければならない。

#### 第4章 地域活動支援センター事業

（事業の実施）

第6条 町が地域活動支援センター事業（以下この章において「事業」という。）を実施するときは、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町及び占冠村が事業を適切に運営することができることを認める事業者は、その一部又は全部を委託することができる。

（費用の負担）

第7条 事業の利用者に対し事業者が提供する食事、おやつその他の実費については、利用者がその費用を負担するものとする。

#### 第5章 日常生活用具等給付事業

（事業の内容等）

第8条 事業の内容、対象者及び費用負担等、事業の実施に関することは、別に定める。

#### 第6章 移動支援事業

（事業の実施）

第9条 町が移動支援事業（以下この章において「事業」という。）を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

（事業の内容）

第10条 町は、事業として、次に掲げるサービスを行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型 複数の障がい者等への同時支援又は屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
- (3) 車両移送型 重度障がい者又は重度障害児の通園のための車両運行による支援（対象者）

第11条 条例第3条第1項及び条例別表に規定する事業を利用することができる者は、次の区分による。

- (1) 身体介護有 次のいずれかに該当する者

ア 障害程度区分が5以上、かつ、障害支援区分認定調査項目のうち歩行、移乗、排尿、排便及び移動の各項目（以下「調査項目」という。）のいずれかが「できない」又は「一部介助」若しくは「全介助」である者

イ 調査項目のうち「できない」又は「全介助」の項目が1以上又は調査項目のうち「一部介助」が2以上ある者

- (2) 身体介護無 前号に掲げる者以外の者をいう

2 利用者が前項第1号に該当する場合は、前条第2号のグループ支援型事業を利用することができない。

(利用の範囲)

第12条 利用時間は、午前8時から午後6時までを原則とする。

2 利用は30分単位とし、1回の利用時間に30分未満の端数があるときは、15分未満は切り捨て、15分以上30分未満は30分に切り上げるものとする。

3 事業の利用は1か月あたり30時間を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

4 利用は片道150キロメートルの範囲とし、1日の移動距離は400キロメートルを限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(支援員の配置)

第13条 第10条第1号に規定する個別支援型事業を実施する事業者は、利用者1名につき1名の支援員を配置しなければならない。ただし、町長が特に必要と認められた場合は2名の支援員を配置するものとする。

2 第10条第2号に規定するグループ支援型事業を実施する事業者は、利用者3名につき1名以上の支援員を配置しなければならない。ただし、利用者に障害支援区分5以上の障がい者又はこれに準ずると認められる者が含まれる場合は、利用者2名につき1名以上の支援員を配置しなければならない。

(委託料の支払)

第14条 事業者が第10条第1号に規定する個別支援型事業を行った場合、町長は支援員の数に応じた委託料を事業者に支払うものとする。

2 事業者が第10条第2号に掲げるグループ支援型事業を行った場合は、グループ支援型事業実績明細書(別記第1号様式)を町長に提出するものとし、町長は事業者が配置した支援員の数によらず、利用者数に応じた委託料に、次に掲げる率を乗じて得た額(10円未満の端数がある場合は当該端数を四捨五入した額)を事業者に支払うものとする。

(1) 支援者1名：利用者2名の場合 10分の8

(2) 支援者1名：利用者3名の場合 10分の7

(費用の負担)

第15条 利用者は、移動にかかる交通費及び事業の実施に伴い事業者の支援員に対して発生する交通費、入場料その他の実費を負担するものとする。

2 事業の利用に際して第13条第1項ただし書きにより2名の支援員を配置した場合、利用者は配置された支援員の数に応じた利用料を支払うものとする。

3 第10条第2号に規定するグループ支援型事業の利用料は、条例第6条に定める利用料に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合は当該端数を四捨五入した額)とする。

第7章 訪問入浴サービス事業

(事業の実施)

第16条 町が訪問入浴サービス事業を実施するときは、その一部又は全部を、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)による訪問入浴介護の運営基準を満たす事業者」に委託することができる。

(利用回数)

第 17 条 利用は、1 週間あたり 1 回を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

#### 第 8 章 日中一時支援事業

(事業の実施)

第 18 条 町が日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

(利用時間)

第 19 条 利用時間は、午前 8 時から午後 7 時までを原則とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に定める介護給付費等が給付される時間は、この事業の対象としない。

(利用日数)

第 20 条 1 か月あたりの利用は 5 日を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 前項の利用日数は、次により換算する。

- (1) 4 時間未満の利用 0.25 日
- (2) 4 時間以上 8 時間未満の利用 0.50 日
- (3) 8 時間以上の利用 0.75 日

3 利用者が次の各号のいずれにも該当する期間に限り、当該利用者又は保護者の申し出により、第 1 項に規定する日数に、3 月、4 月、7 月及び 12 月にあっては 2 日間を、8 月及び 1 月にあっては 6 日間をそれぞれ加算することができる。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校に在籍している者であること
- (2) 利用者の保護者のいずれもが就労している又は就労を予定していること

#### 第 9 章 生活サポート事業

(事業の実施)

第 21 条 町が生活サポート事業を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

#### 第 10 章 その他の事業

##### 第 1 節 奉仕員養成研修事業

(事業の実施)

第 22 条 町が奉仕員養成研修事業を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

##### 第 2 節 重度身体障害者自動車運転免許取得費補助事業

(補助の対象)

第 23 条 重度身体障害者自動車運転免許取得費補助事業（以下この節において「事業」という。）の対象となる自動車運転免許は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 2 項の第 1 種運転免許であって、同条第 3 項の普通自動車免許（以下「運転免

許」という。)とする。

(対象者)

第 24 条 補助の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害等級表の肢体又は聴覚障害に係る障害等級が 1 級又は 2 級に該当する者であり、指定自動車教習所の自動車教習課程を卒業し、道路交通法第 88 条に規定する運転免許の欠格事由及び同法第 90 条に規定する運転免許の拒否等に該当せず、かつ、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 23 条に規定する運転適正試験に合格し、運転免許を取得した者とする。

(対象経費)

第 25 条 補助の対象経費は、指定自動車教習所において運転免許取得のために要する入学金、教習料金、検定料、卒業証明書交付手数料等教習所に納入する経費とする。ただし、交通事故や交通違反に伴う運転免許取り消し処分等の行政処分又は対象者の重大な過失により喪失した運転免許の再取得に要する費用は除く。

2 前項に定める対象経費は、補助の交付を申請した日から 6 カ月を遡った日以降に支払った経費に限る。ただし、第 27 条第 3 項に規定する年度を超えた再申請の場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第 26 条 補助金の額は、前条に規定する経費の 2 分の 1 以内とし、10 万円を限度とする。

(補助の交付手続き)

第 27 条 補助の交付を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、上富良野町補助金等交付規則（平成 4 年上富良野町規則第 8 号。以下「補助規則」という。）の規定により補助金交付申請を行うものとする。

2 申請者が指定自動車教習所を卒業し運転免許を取得したときは、教習所の卒業証明書、第 25 条に規定する経費の領収書の写し及び取得した運転免許証の写しを添えて、補助実績報告及び補助金交付請求を行うものとする。

3 申請者が当該年度内に運転免許を取得できず、前項の規定による請求をしなかったときは、既に交付決定を受けた当該補助申請については申請者が取り下げたものとみなす。ただし、年度を越えて再度補助の申請を行うことを妨げない。

### 第 3 節 身体障害者用自動車改造費補助事業

(対象者)

第 28 条 身体障害者用自動車改造費補助事業（以下この節において「事業」という。）の対象となる者は、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害等級表の肢体に係る障害等級が 1 級又は 2 級に該当する者で、かつ、就労等に伴い運転する普通自動車の操行装置及び駆動装置の改造が必要な者とする。

(対象経費)

第 29 条 補助の対象経費は、補助の対象者が自ら所有し、運転する普通自動車の操行装置及び駆動装置の改造に直接要する経費とする。

(利用の制限)

第 30 条 事業の利用は一車両につき 1 回とする。

2 同一の対象者による 2 回目以降の補助交付申請は、前回の補助交付申請に係る車両の改造を完了した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一の「車両及び運搬具」欄に掲げる当該改造を行った自動車の耐用年数を経過した日以降においてのみ、これができるものとする。

(補助金の額)

第 31 条 補助金の額は、第 29 条に規定する経費の額とし、10 万円を限度とする。

(補助交付手続き)

第 32 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助規則の規定による補助金等交付申請書等に、改造を行う業者の見積書、改造する自動車の車検証の写し及び運転免許証の写しを添えて町長に提出するものとする。

(台帳の整備)

第 33 条 町長は、補助の状況を明らかにするため、自動車改造費助成簿（別記様式第 2 号）を整備するものとする。

#### 第 4 節 障害者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

(事業の実施)

第 34 条 町がスポーツ・レクリエーション教室開催等事業を実施するときは、その一部又は全部を事業者に委託することができる。

(費用の負担)

第 35 条 利用者は、スポーツ傷害保険等に要する保険料その他の実費を負担するものとする。

#### 第 11 章 減免

(減免)

第 36 条 条例第 7 条第 1 号に規定する者が条例第 2 条各号に掲げる事業を利用する場合にあっては、利用料の全部を免除する。

2 条例第 7 条第 2 号に規定する町長が特に認めた者とは、条例第 7 条第 1 号に定める者以外の者とし、当該月における利用料の 2 分の 1 を免除する。

3 条例第 2 条第 1 項第 7 号から第 10 号までに掲げる事業（以下この章において「事業」という。）を利用した者又はその保護者（以下この章において「利用者等」という。）の属する世帯（利用者等及びその配偶者に限る）の、事業を利用した日の属する年度（事業を利用した日の属する月が 4 月から 6 月の間である場合はその前年度）における町民税が非課税である者にあつては、第 2 項による減免後の当該月の利用料の合計額が 1,500 円を超えるときは、当該超えた金額を免除する。

#### 第 12 章 雑則

第 37 条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 上富良野町重度障害者及び障害児日常生活用具給付事業要綱

(平成 25 年 3 月 31 日決定)

### (目的)

第 1 条 この事業は、重度障害者及び障害児対し、自立生活支援用具等の用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種類及び給付の対象者)

第 2 条 給付の対象となる用具は、別表 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる障害者とする。ただし、難病患者等にあつては、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者
- (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された者
- (3) 介護保険法及び老人福祉法その他の法令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等）の施策の対象にならない者

### (給付の申請)

第 3 条 用具の給付を受けようとする者、若しくはこれを扶養している者（以下「申請者」という。）は、町長に日常生活用具給付申請書（別記第 1 号様式）に該当用具の見積書、難病患者等にあつては診断書（別記第 6 号様式）を添付して提出しなければならない。

### (給付の決定)

第 4 条 町長は、申請者から申請書を受領したときはその内容を審査し、用具の給付を行うか否かを決定し、「日常生活用具給付券」（別記第 4 号様式）及び「日常生活用具給付決定通知書」（別記第 3 号様式）又は「却下決定通知書」（別記第 5 号様式）をそれぞれ申請者へ交付する。

### (費用負担)

第 5 条 用具の給付を受けた者、又はこれを扶養する者は、必要な用具の購入に要する費用の 100 分の 10 を直接業者に支払わなければならない。ただし、その世帯の市町村民税課税状況及び収入状況によってはこの限りではない。

- 2 前項に規定する負担すべき費用の額は、その世帯の市町村民税課税状況及び収入状況に応じて決定するものとし、別表 2 に定める額を上限とする。

### (用具の納入)

第 6 条 用具の給付の決定を受けた者に対する用具の納入は、あらかじめ町長が指定する者（以下「指定業者」という。）が行うものとする。

- 2 点字図書の給付については、点字図書給付事業実施要綱（平成 4 年厚生省社更第 2 5 号）に規定するところによる。

### (費用の請求)

第 7 条 用具を納入した指定業者は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者、又はこの者の属する世帯の生計中心者が、第 5 条により定められた負担額を差し引いた額を給付対象者に用具を納入後、町長に請求するものとする。この場合、給付を受けた者、又はこれを扶養する者の納入確認を受けた日常生活用具給付券を請求書に添付しなければならない。

(費用の支払)

第8条 町長は、前条により適法な請求書を指定業者から受領したときは、委託契約に定めた期日までにその費用を支払わなければならない。

(遵守事項)

第9条 用具の給付を受けた者、又はこれを扶養する者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部、又は全部を返還させることができるものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第10条 排泄管理支援用具について、町長は、申請者の申請の手続きの利便を考慮し、次のとおり一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表2の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付することができる。

(4) 第5条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うものとする。

(給付台帳の整備)

第11条 町長は、用具の給付状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳(別記第7号様式)」を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月28日)

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日より施行し、平成18年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。